

士幌町高齢者等移動支援事業助成要綱

(目的)

第1条 この訓令は、買い物、病院等に行くことが困難な自動車運転免許証を保有していない、士幌市街地区以外に居住する高齢者等に対し、ハイヤー代金の一部を助成することで外出を促進し、健康で文化的な生活に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 75歳以上の者。ただし、次に定める事項のいずれかに該当する者は、70歳以上とする。

イ 介護認定を受けた者

ロ 身体障害者手帳1～3級の保持者

ハ 療育手帳Aの保持者

ニ 精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

ホ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4に規定する、申請により自動車の運転免許の取消しをした者

(2) 士幌町内に住民票を有する者のうち、士幌市街地区以外に居住している者。

ただし、住民票上の居住地と実際の居住地が異なる場合は、実際の居住地によるものとする。

(3) 自動車運転免許証を保持していない者

(4) 公共料金、税金等を滞納していない者

(5) 介護福祉施設等の入居者でない者

(助成方法及び使用可能な交通機関)

第3条 助成方法は、士幌町に本拠地のある町の指定を受けたハイヤー会社（以下「事業者」という。）で使用することができる、ハイヤーチケット（以下「チケット」という。）により行うものとする。

2 前項のチケットは、1枚500円とする。

(申請方法)

第4条 本事業の助成を受けようとする者は、士幌町高齢者等移動支援事業助成交付申請書（様式第1号）により申請をしなければならない。

(対象者の決定)

第5条 町長は、前条に掲げる申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により助成の交付決定を行ったときは、対象者に対し士幌町高齢者等移動支援事業助成交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに

に、士幌町高齢者等移動支援事業対象者証明書（様式第3号）及びチケット（様式第4号）を交付する。

（チケット交付枚数の算出方法）

第6条 チケットの交付枚数は、次の方法により算出された枚数とする。

- （1）居住地から士幌町役場までのハイヤー往復代金×12に相当する枚数
- （2）前号の規定により算出された枚数に、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。

（チケットの使用方法）

第7条 対象者がチケットを使用しようとするときは、ハイヤー運転手に対し証明書を提示し、当該対象者であることの確認を受けた上で、チケットを使用しなければならない。

- （1）1回で使用できるチケットの枚数に限りは設けない。
- （2）チケットによりハイヤーを利用できるのは、士幌町内での移動に限るものとする。

（料金の請求）

第8条 事業者は、当該事業の料金の請求を士幌町移動支援事業助成交付請求書（様式第5号）に必要書類を添付し行うものとする。

2 町長は、前項の請求を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、士幌町移動支援事業助成交付決定通知書（様式第6号）により通知し、助成金を交付するものとする。

（遵守事項）

第9条 対象者は、次の事項を順守しなければならない。

- （1）証明書及びチケットを他人に譲渡、貸与又は売却してはならない。
- （2）証明書又はチケットを紛失した場合は、ただちに町長へ報告をしなければならない。
- （3）証明書及びチケットの期限は、交付を受けた年度に限るものとする。ただし、翌年度も引き続き交付を受けようとする場合は、証明書に限り引き続き翌年度も使用することができる。

（チケット等の返還）

第10条 対象者は、前条の規定を順守しなかった場合又は偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、直ちに証明書及びチケットを返還するとともに、すでに使用したチケット相当額のすべてを返金しなければならない。

2 対象者は、チケット等の交付を受けた後、次の事項に該当した場合は、証明書及び未使用のチケットを返還しなければならない。

(1) 町外もしくは土幌市街に住所を移転した場合

(2) 自動車運転免許証を取得した場合

(委任)

第11条 この訓令に定めのない事項は、別に町長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。